

令和 8 年度山形県大学生等防災士資格取得補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 知事は、本県における地域防災の担い手の育成及び子どもたちへの正しい防災知識の普及を促進するため、山形県内の学校の教育職員を目指す大学生等が令和 8 年度山形県防災士養成研修講座（以下「講座」という。）を受講し、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）が認証する防災士の資格を取得する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において令和 8 年度山形県大学生等防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「教育職員を目指す大学生等」とは、大学（大学院を含む）又は短期大学に在学し、交付申請時に教育職員（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の養成課程を履修している者又は履修した者をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 2026 年度版防災士教本代
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は 12,000 円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第 5 条 規則第 5 条に規定する補助金交付申請書（規則別記様式第 1 号）の提出期限は、令和 8 年 8 月 21 日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 在学証明書の写し（交付の申請日より 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 教育職員の養成課程の履修等に関する状況報告書（別記様式）
- (3) 口座振替依頼書

(交付の決定等)

第 6 条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 知事は、申請者の数が 30 名を超える場合においては、抽選により相手方を選定した上で、補助金の交付の決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の抽選により落選した申請者に対しては、補助金を不交付とする旨を通知するものとする。

(交付の条件等)

第7条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、令和8年度に防災士機構が実施する防災士資格取得試験に合格することとする。

2 知事は、既に行った補助金の交付の決定であって前項の条件を満たせなかった者に対するものについては、速やかに当該決定を取り消すものとする。

(状況報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）は、知事が必要があると認めて求めた場合において、速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条に規定する補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、令和9年3月12日とし、添付すべき書類は、防災士認証状又は防災士証の写しとする。

2 前項の規定は、第7条第1項の条件を満たせなかった者については、適用しない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月23日から施行する。